神戸女子大学大学院家政学研究科規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院家政学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

（教育課程）

第２条　本研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第 21 条の別表のとおりとする。

（学修計画）

第３条　各学生につき指導教員を定める。

２　前期課程の学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

（履修方法）

第４条　博士前期課程の学生は、講義及び演習、実験等により行われる授業科目の単位を食物栄養学専攻にあっては34単位以上、生活造形学専攻にあっては32単位以上修得しなければならない。

２　博士後期課程の学生は、本研究科の定める研究指導を受け、授業科目の単位を12単位以上修得しなければならない。

３　博士後期課程の学生は、各年度における研究概要あるいは年度内に発表した論文又は学会発表の抄録を、その年度末に研究科長に報告しなければならない。

（履修認定）

第５条　授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

２　前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

３　成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

（平成 22 年度以降入学生）

評点の範囲	評価	判定
80 点以上	優	合格
70 点以上，80 点未満	良	
60 点以上，70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

（学位論文及び試験）

第６条　修士の学位論文及び博士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第４条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第６条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験を受けるものとする。

（試験の方法）

第７条　前条による試験は、学位規程第６条第４項及び第５項によって行う。

（規程外の処理）

第８条　この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附　則

この規程は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附　則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則に基づき、神戸女子大学大学院文学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

（教育課程）

第２条　本研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第 21 条の別表のとおりとする。

（学修計画）

第３条　各学生につき指導教員を定める。

２　学生は、毎学年の始めに指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

（履修方法）

第４条　博士前期課程の学生は、講義、演習及び実習により行われる授業科目の単位を 40 単位以上修得しなければならない。

２　博士後期課程の学生は、本研究科の定める研究指導を受け、かつ講義及び演習により行なわれる授業科目の単位を 12 単位以上修得しなければならない。

３　論文指導演習の単位認定については、博士前期課程８単位、博士後期課程 12 単位までとする。

４　博士後期課程の学生は、学年ごとに研究指導を受け、当該年度における研究報告書及び年度内に発表した論文又はそれに代わるものを、毎年度末に研究科長に報告しなければならない。

（履修認定）

第５条　授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

２　前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

３　成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

（平成 21 年度以前入学生）

評点の範囲	評価	判定
80 点以上 65 点以上，80 点未満 60 点以上，65 点未満	優 良 可	合格
60 点未満	不可	不合格

（平成 22 年度以降入学生）

評点の範囲	評価	判定
80 点以上 70 点以上，80 点未満 60 点以上，70 点未満	優 良 可	合格
60 点未満	不可	不合格

（学位論文及び試験）

第６条　修士の学位論文及び博士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第４条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第６条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験を受けるものとする。

（試験の方法）

第７条　前条による試験は、学位規程第６条第４項及び第５項によって行う。

（規程外の処理）

第８条　この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、昭和 59 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成元年４月１日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附　則

この規程は、平成３年９月 19 日から施行し、平成３年７月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 15 年 12 月４日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院健康栄養学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

（教育課程）

第２条　本学研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第２１条の別表のとおりとする。

（学修計画）

第３条　各学生につき指導教員を定める。

２　本研究科の学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

（履修方法）

第４条　本研究科の学生は、講義及び演習、実験等により行われる授業科目の単位を30単位以上修得しなければならない。

（履修認定）

第５条　授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

２　前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

３　成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80 点以上	優	合格
70 点以上，80 点未満	良	
60 点以上，70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

（学位論文及び試験）

第６条　修士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第４条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第６条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

（試験の方法）

第７条　前条による試験は、学位規程第６条第４項及び第５項によって行う。

（規程外の処理）

第８条　この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

（課程及びコース）

第２条　神戸女子大学大学院学則第６条に定める本研究科の専攻における課程及びコースは、以下のとおりとする。

専攻名	課程	コース
看護学専攻	博士前期課程	専門看護師コース
		研究コース
	博士後期課程	―

（教育課程の編成）

第３条　本研究科の教育課程は、共通科目、専門科目及び演習・研究科目によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第 21 条の別表のとおりとする。

（学修計画）

第４条　各学生につき指導教員を定める。

２　学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

（履修方法）

第５条　博士前期課程の学生は、講義、演習、実習及び研究指導により行われる授業科目の単位を、専門看護師コースにおいては40単位以上、研究コースにおいては30単位以上修得しなければならない。

２　博士後期課程の学生は、本研究科の定める講義、演習及び研究指導により行われる授業科目の単位を14単位以上修得しなければならない。

（履修認定）

第６条　授業科目の単位修得の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告等により、科目担当教員が行う。

２　前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

３　成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80 点以上	優	合格
70 点以上，80 点未満	良	
60 点以上，70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

（学位論文及び試験）

第７条　修士の学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）、及び博士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第４条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第６条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

（試験の方法）

第８条　前条による試験は、学位規程第 6 条第 4 項及び第 5 項によって行う。

（規程外の処理）

第９条　この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院心理学研究科規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院心理学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

（教育課程の編成）

第２条　本研究科の教育課程は、共通科目、専門科目の授業及び演習・研究指導、実習によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第21条の別表のとおりとする。

（学修計画）

第３条　各学生につき指導教員を定める。

２　学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

（履修方法）

第4条　本研究科の学生は、講義及び演習・研究指導、実習により行われる授業科目の単位を30単位以上修得しなければならない。

（履修認定）

第５条　授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告、実習評価等により、科目担当教員が行う。

２　前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

３　成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80 点以上 70 点以上、80 点未満 60 点以上、70 点未満	優良可	合格
60 点未満	不可	不合格

（学位論文及び試験）

第６条　修士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下　「学位規程」という。）第４条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第６条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

（試験の方法）

第７条　前条による試験は、学位規程第６条第４項及び第５項によって行う。

（規程外の処理）

第８条　この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。